税法実務コース「法人税」 学習スケジュール

回数		学	習テ	— र	?	内 容	
第1回	第 1 章	テーマ 1 テーマ 2	法人税申告書作成の概要 別表4(所得計算)の記載			おおまかな法人税申告書作成の 概要と申告書の中心である別表 4の記載を説明します。	
第2回	第 2 章	テーマ3 減価償却の実務での取扱い テーマ4 減価償却費の計算 テーマ5 別表16 (減価償却)の記載			決算作業にも影響を与える減価 償却費と貸倒引当金の計算を説 明します。また別表16(減価償 却)と別表11(1)(貸倒引当金)		
第3回	第 3 章	テーマ 6 テーマ 7 テーマ 8	貸倒引当金0 貸倒引当金0 別表11(1)(の計算		の記載について説明します。	
第4回	第 4 章 第	テーマ9 租税公課の実務での取扱い テーマ10 租税公課の法人税法上の取扱い テーマ11 別表5(2)(租税公課)の記載 テーマ12 源泉所得税の実務での取扱い		の取扱いの記載	租税公課と源泉所得税について の法人税法における所得計算及 び税額計算を説明します。また 別表5(2)(租税公課)と別表6 (1)(所得税額控除)の記載につ		
	5 章	テーマ13 テーマ14	控除所得税額			いて説明します。	
第5回	第 6 章	テーマ15 テーマ16 テーマ17	-マ16 交際費等の損金不算入額の計算 -マ17 別表15 (交際費等)の記載 -マ18 寄附金の実務での取扱い -マ19 寄附金の損金不算入額の計算		額の計算	交際費や寄附金という実務において注意を払わなければならない経費について、法人税での取り扱いを説明します。また、別表15(交際費)と別表14(2)(寄附金)の記載について説明します。	
	第 7 章	テーマ18 テーマ19 テーマ20			の計算		
第6回	第 8 章	テーマ21 テーマ22	法人税額の記 別表 1(法人		算)の記載	必ず作成しなければならない別表 1 (法人税額の計算)と別表 5(1)(積立金等)の記載につい	
	第 9 章	テーマ23 テーマ24	利益積立金・ 別表 5 (1) (て説明します。	

回数	学 習 テ ー マ	内容
第7回	第 10 テーマ25 同族会社の判定 テーマ26 別表2の記載	同族会社や特定同族会社の判定及び別表2の記載について説明します。また、青色欠損金の
	第 7-マ27 青色欠損金 テーマ28 別表 7 (1)の記載	取扱い及び別表7(1)の記載について説明します。
第8回	第 テーマ29 地方税申告書の概要 12 テーマ30 事業税・道府県民税申告書 章 テーマ31 市町村民税申告書	事業税や住民税といった地方税 申告書の記載について説明しま す。
	第 13 テーマ32 申告書提出時の留意点 章	申告書提出時の留意点などについて説明します。

[※] 講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日現在確定された法令等に基づき作成しております。

1

法人税申告書作成の概要

決算作業と法人税申告書の作成はどのような手順で行うのか

■ 1 法人税法と会社経理

法人税法は、単に税額の計算をするときだけではなく、日常の経理業務や決算作業など、いろいろなところに影響を及ぼしています。単に申告書の作成ができるというだけでなく、会社の経理実務にどのように影響を及ぼしているのかを考えることも重要です。

会社経理の実務においては、法人税の取扱いに準じた会計処理をする場合が多くなります。例えば、減価償却費について、法人税における減価償却限度額相当額を計上するのが一般的です。特に、中小企業ではその傾向が強く、さまざまな場面で法人税の取扱いに準じた会計処理が行われます。

会計監査を受けるような大会社では、厳格な会計処理が要求されますが、それでも法人税の取扱いに 準じた処理がなされることがあります。税法では、比較的具体的な取扱いを示していることが多いのに 対して、会計では具体的な取扱いが示されていない場合も多く、実際に処理をしようとすると悩んでし まうことが多いのです。このような場合に、会計的観点から税法の取扱いに合理性があると判断できれ ば、税法の取扱いに準じた会計処理をするのです。

実務においては、法人税の取扱いを知らないと困ってしまう場合が意外に多いのです。

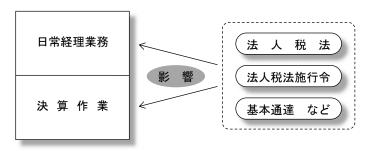
■ 2 法人税法と決算作業

決算作業においても、法人税法は影響を与えています。例えば減価償却費や引当金繰入は、会社自らが計上するために恣意性が高いとして、損金算入するためには損金経理(確定した決算において費用または損失として経理すること。)が要求されています。したがって、会社が損金経理していなければ損金算入は認められないのです。

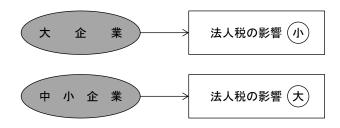
この場合には、まず決算作業において会社自らが減価償却費等の金額の計算を行った上で損金経理します。そして、法人税法における減価償却限度額や引当金繰入限度額を超える場合には、別表4において減価償却超過額や引当金繰入超過額として加算調整をすることになります。

ただし、中小企業の実務においては、法人税における減価償却限度額や引当金の繰入限度額に相当する金額を計上することが多くなります。その場合には、別表4での調整は出てきません。

■法人税法と会社経理



■法人税の影響



■減価償却·引当金

